

令和 8 年度 岡山県主任介護支援専門員更新研修 受講にあたっての留意事項

1 出欠確認

【動画視聴】定められた期日までに受講管理システム内の研修動画配信システムにおいて視聴完了登録をすること。

【会 場】受講日ごとにバーコード受講票により受付を行い、決められた席で受講すること。

2 受講日の変更

指定された受講日に受講できない場合は、事前に岡山県介護支援専門員協会に「受講日変更願（別記様式 1）」を提出し、別途指定された日時に受講すること。

なお、申込締切後は変更を受け付けない。

3 遅刻、早退、欠席の取扱い

遅刻または早退により、1 科目につき 30 分以上受講しなかったときは、当該科目の修了は認められない。遅刻・早退・欠席をする場合は岡山県介護支援専門員協会に「遅刻・早退・欠席届（別記様式 2）」を提出すること。

なお、変更できなかった受講日及び、別日程がない受講日を欠席した場合は、5（1）の場合を除き、当該日程の科目を受講できない。

4 研修の修了

全科目を修了した受講者に、主任介護支援専門員更新研修修了証書を交付する。全科目を修了しなかった受講者で次の 5（1）に該当する受講者には履修科目を記載した履修記録表を交付する。5（1）に該当しない者は、翌年度以降に改めて全科目を受講すること。

5 未履修科目の取扱い

受講者の負担軽減等のため、次の（1）の要件を満たす場合は、補講として未履修科目を受講することを認める。なお、その場合、受講者は事前に岡山県介護支援専門員協会に連絡するとともに、その事由を証明する書類（別表）を、原則として遅刻、早退、欠席をした日から 1 週間以内に岡山県介護支援専門員協会に提出するものとする。

（1）次のいずれかに該当する者

	証明する書類
忌引き（3 親等以内の親族の死亡）	告別式の通知等
事故、災害等によるもの	事故証明書・罹災証明書等 （写し可）
受講者の病気療養・入院・感染症の罹患	医師の診断書等
公共交通機関の遅延	公共交通機関の遅延証明書
その他やむを得ない事情として県が認めた場合 ・オンライン研修の通信障害 等	県の指示による

(2) 補講の方法

動画配信科目・・・研修動画配信システムより受講

演習関係科目・・・翌年度等に未履修科目を受講

(3) 費用

補講料（翌年度に受講した場合は、翌年度の補講料）を以下のとおり徴収する。

・動画配信補講料・・・4, 700円

・会場研修補講料・・・1日につき4, 700円

(4) 修了証書の交付について

未履修科目の補講の修了をもって、当該修了日で、修了証書を交付する。

6 再講義の実施について

災害等の発生のある恐れがある場合など、県が必要と認めた場合は、別途再講義を実施することがある。

7 台風や地震等の事由により研修が開催できない場合

研修が中止となる場合、直ちに当協会ホームページにてご案内いたします。開催が危ぶまれる場合は、ご自宅を出られる前にご確認をお願いします。

8 研修中の迷惑行為の取扱い

受講者が次のいずれかに該当し、注意をしてもなお改善されない場合、岡山県介護支援専門員協会は当外研修を指導監督する指導者と協議の上、当該受講者の受講を取り消し、修了を認めないことができる。

- (1) 研修内容の録画、録音、撮影、送信、複製、改変、転送またはSNSへの投稿等の行為。
- (2) 講師、受講者、運営スタッフの肖像権、プライバシーの権利、名誉等権利の侵害行為。
- (3) 研修中の私語、居眠り、携帯電話の使用等、受講態度が悪く、学習意欲に著しく欠ける行為。
- (4) 研修の規律を乱し、他の受講者の妨げとなる行為。
- (5) 研修の運営を妨害する行為、他の受講生に対する迷惑行為。
- (6) 受講中の無断中断、離席等定められた時間数を受講しない行為。
- (7) 講師、他の受講者、運営スタッフに違法行為を勧誘または助長する行為。
- (8) その他、研修修了者としてふさわしくないと認められるとき。

「岡山県介護支援専門員研修実施要領」による

9 主任更新研修修了後の介護支援専門員の有効期間について

主任介護支援専門員修了者の介護支援専門員証の有効期間については、原則として主任更新研修修了証明書の有効期間に置き換え、両方の有効期間を揃えることとします。その際介護支援専門員証の裏面に有効期間を揃えた旨を記載します。

研修最終日には、介護支援専門員証の更新のための様式（第4号）に必要な書類を添えて提出してください。

※様式その他必要な書類は岡山県長寿社会課ホームページをご覧ください。